

福島県6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 福島県は、農林漁業者と地域の様々な事業者等が、ネットワークを形成する取組を支援するとともに、そのネットワークを活用した新商品開発や販路開拓の取組及びその取組に必要な機械又は施設の整備を支援するため、6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25食産第599号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、福島県6次産業化ネットワーク活動交付金を交付する。

その交付等に関しては、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業実施主体、交付率等)

第2条 交付金の交付対象となる者（以下「事業実施主体」という。）は、福島県内に本拠を置き、知事が事業実施計画を承認した者とする。

- 2 交付対象となる事業メニュー、事業実施主体及び交付率は別表に掲げるとおりとする。
- 3 交付金の額は事業ごとに同表に掲げる交付率の範囲内で知事が定める額とする。
- 4 別表のメニュー欄に掲げる1～5の経費の相互間における流用をしてはならない。

(事業実施計画の承認)

第3条 前条の規定による承認を受けようとする者は、事業実施計画書を作成し、別記様式第1号により知事に申請するものとする。

(交付金交付申請)

第4条 規則第4条第1項の規定に基づく申請書の様式は別記様式第2号のとおりとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

- 2 前項の申請書を提出しようとする者は、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。

- 3 知事は、交付金の交付の申請があったときは、当該書類の申請及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、交付金の交付の決定をするものとする。

(事業遂行状況報告)

第5条 規則第11条の規定に基づく報告は、交付金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年

度の1月10日までに知事に提出して行わなければならない。

ただし、当該年度の12月に概算払請求書が提出された場合はこれに代えることができるものとする。

- 2 知事は、前項に定める時期のほか、交付金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該交付金の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第6条 事業実施主体は、事業が完了したときには、別記様式第4号により速やかに完了報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第13条に規定する実績報告書の様式は、別記様式第2号のとおりとし、事業完了の日（事業の中止、又は廃止の場合には、知事の承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は交付金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 3 第4条第2項のただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

(交付金の交付請求)

第7条 事業実施主体は、交付事業が完了した場合は、速やかに別記様式第5号により交付金交付請求書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が必要であると認めるときは、この要綱に定める交付金について概算払の方法により、交付金の交付をすることができる。
- 3 事業実施主体は、前項の規定に基づき交付金の概算払を受けようとするときは、別記様式第6号により交付金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 事業実施主体は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第6条第3項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定の日の翌年6月10日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(事業の変更等)

第9条 事業実施主体は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合には、別記様式第8号により交付金変更承認申請書を提出しなければならない。

- 2 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のいずれかの場合とする。

(1) 交付金額の増額を伴わない交付対象経費の20%以内の増減。

- (2) 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更。
- 3 事業実施主体は、交付金事業（本交付金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）を中止し、又は廃止しようとする場合においては、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- 4 事業実施主体は、交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、完了しない理由又は遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を速やかに知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第10条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

(交付金の返還)

第11条 知事は、事業実施主体が以下の各号のいずれかに該当する場合には、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した交付金の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手続きにより交付金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 交付金を他の用途に転用し、又は交付の決定の内容及び条件、指示等に違反したとき。
- (3) 交付対象事業を実施しなかったとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号及び福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団員等、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していることが判明したとき。

(財産処分の制限)

第12条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める財産の処分の制限を受ける期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）別表に定める期間とする。

- 2 規則第18条第1項第2号に規定する別に定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 3 県は、事業実施主体が前項の規定による期間内に取得財産等を処分した場合は、交付対象事業者に対し、その収入の全部又は一部に相当する金額の納付を命じることができるものとする。

(会計帳簿の整備等)

第13条 事業実施主体は、地方公共団体の場合にあつては、当該交付金事業等に係る国の交付金と当該交付金事業等に係る当該地方公共団体の予算及び決算との関係を明らかにした別記様式第9号による調書を作成し、地方公共団体以外の者の場合にあつては、当該事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を整理し、交付金事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

ただし、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産で第12条に定める処

分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月2日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月15日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月21日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月24日から施行し、平成29年度分の補助金から運用する。

別表

政策目的	メニュー	事業実施主体	交付率
農林漁業の成長産業化	<p>1 支援体制整備事業 (1)6次産業化等に関する戦略の策定</p> <p>(2)人材育成研修会の開催</p> <p>2 推進事業(事業者タイプ) (1)加工適性のある作物導入</p> <p>(2)新商品開発・販路開拓の実施</p> <p>3 推進事業(地域タイプ) (1)加工適性のある作物導入 (2)新商品開発・販路開拓の実施 (3)施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大 (4)直売所の売上げ向上に向けた多様な取組 (5)地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発</p> <p>4 整備事業(事業者タイプ) (1)農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設 ア 農林水産物等集出荷のために必要な施設 イ 農林水産物等処理加工のために必要な施設 ウ 農林水産物の高付加価値化及び地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売施設・地域食材提供施設</p>	<p>1 支援体制整備事業の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 6次産業化等に関する戦略の策定 市町村戦略を定めた市町村（事業年度末までに定めることが確実である市町村を含む。以下、「戦略策定市町村」という。） (2) 人材育成研修会の開催 戦略策定市町村、大学、ビジネススクール、企業等の教育、研修機能を有する民間団体等。</p> <p>2 推進事業(事業者タイプ)の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 加工適性のある作物導入 農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合及び特認団体 (2) 新商品開発・販路開拓の実施 農林漁業者、農林漁業者の組織する団体（農林漁業に従事する者で組織する団体を含む。）、商工業者の組織する団体、民間事業者、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合及び特認団体</p> <p>3 推進事業(地域タイプ)の事業実施主体は、戦略策定市町村、6次産業化・地産地消推進協議会のうち市町村が組織するもの(以下、「市町村協議会」という。)又は市町村協議会の構成員とする。</p> <p>4 整備事業(事業者タイプ)の事業実施主体は、六次産業化・地産地消法第5条又は第6条の規定に基づく総合化事業計画の認定又は変更の認定を受けた農林漁業者団体又は中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。）第4条又は第5条の規定に基づく農工商等連携事業計画の認定又は変更の認定を受けた中小企業者及び農林漁業者団体であって、国実施要綱別記3-1の第3の2に定める資金の貸付けを受けて事業を実施する次に掲げ</p>	<p>1 支援体制整備事業の交付金交付率は定額とする。</p> <p>2 推進事業(事業者タイプ)の交付金交付率は、定額（事業費の1/3以内（ただし、市町村戦略に基づいて行われる当該市町村が認めるものにあつては、事業費の1/2以内）)とする。</p> <p>3 推進事業(地域タイプ)の交付金交付率は定額（事業費の1/2以内（ただし、国実施要綱別記2-2の第1の3の(4)に掲げる取組にあつては、1食当たり40円を事業費上限とする。）)とする。</p> <p>4 整備事業(事業者タイプ)の交付金交付率は、定額（事業費の3/10以内（実施要綱別記3-1第3の3の(1)ただし書きに掲げる取組にあつては、事業費の1/2以内））。ただし、事業実施主体に交付する交付金の額は</p>

	<p>エ 捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設</p> <p>オ 収穫後病害虫防除のために必要な施設</p> <p>カ 未利用資源をエネルギー化し農林水産物等の加工・流通・販売等施設へ供給するために必要な施設（売電を目的とする取組を除く。）</p> <p>キ ア～カの附帯施設</p> <p>(2) 6次産業化等の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等</p> <p>ア 簡易土地盤整備</p> <p>イ 農業用水のために必要な施設</p> <p>ウ 営農飲雑用水のために必要な施設</p> <p>エ 農産物生産に必要な施設</p> <p>オ 乾燥調製貯蔵のために必要な施設</p> <p>カ 育苗のために必要な施設</p> <p>キ 水産用種苗生産・蓄養殖のために必要な施設</p> <p>ク 堆肥製造のために必要な施設</p> <p>ケ 新技術活用種苗等供給のために必要な施設</p> <p>コ 特用林産物生産のために必要な施設</p> <p>サ 農林水産物運搬のために必要な施設</p> <p>シ 未利用資源をエネルギー化し農林水産物等の生産施設へ供給するために必要な施設（売電を目的とする取組を除く。）</p> <p>ス ア～シの附帯施設</p> <p>(3) 食品等の加工・販売のために必要な施設</p> <p>ア 農林漁業者等と連携する中小企業者が行う食品等の加工・販売のために整備する施設</p> <p>イ アの附帯施設</p> <p>5 整備事業（地域タイプ）</p> <p>(1) 市町村戦略に基づいて行われる新商品開発に用いる加工機械等</p>	<p>る者とする。</p> <p>(1) 農林漁業者団体 農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその活動を実質的に支配することができることと認められる団体（法人でない団体にあつては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限る。）及びこれらの団体が主たる構成員又は出資者となっている法人並びに構成員又は出資者に3戸以上の農林漁業者を含まない団体であつて農林漁業関連事業に常時従事する者を3名以上雇用し、又は常時雇用者を新たに3名以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されているもの。</p> <p>(2) 農林漁業者団体等と連携する中小企業者 農商工等連携促進法第2条第1項の規定に基づく中小企業者（個人及びみなし大企業*）を除く。）</p> <p>*）みなし大企業とは、以下のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人 ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人 ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人 <p>5 整備事業（地域タイプ）の事業実施主体は、戦略策定市町村、市長村協議会の構成員となっている者又は六次産業化・地産地消法第6条第3項に規定する促進事業者とする。</p>	<p>国実施要綱別記3-1の第3の3に定める方法により算定された額）とする。</p> <p>5 整備事業（地域タイプ）の交付金の交付率は、定額（事業費の1/2以内（ただし、3千万円を上限とする。）</p>
--	--	---	--